

2017年度新潟ろうきん福祉財団 NPO 等助成事業募集要項

1. 目的

県内の NPO および市民団体活動を発展させるため、市民団体等への助成を行います。

2. 助成金枠

(1) 助成金の予定総枠

2017年度の助成金は、総額1,100万円の範囲内で行います。

(2) 1先当りの限度額

1助成先当りの助成金限度額は、100万円または所要資金の80%のいずれか低い金額（助成率80%）。なお、特別助成金（利子補給）限度額は、NPO等助成事業特別助成金募集要項（以下、特別助成金募集要項という）による。

(3) 公募による助成金額

① 30万円以下（総枠200万円程度）

② 30万円超（総枠700万円程度）

③ 特別助成金（総枠70万円程度）

※特別助成金とは、特別助成金募集要項にもとづき、募集年度中に発生した NPO 向け融資の利子について募集要項に定める基準により利子補給する助成金のことです。なお特別助成金募集要項は当財団ホームページまたは財団事務局で確認ください（2018年1月中旬頃募集要項決定予定）。

(4) 非公募による助成金額（若者就労支援枠）

社会的不利・困難を抱え、不安定な就労や無業の状態にある等の県内の若者を支援する市民団体等への助成を行います。

総額100万円を限度に選考委員会で審査・決定します。

3. 助成対象

(1) 資金使途

市民団体ならびに市民団体の活動の発展に寄与する次の事業や費用を対象に助成を行います。

なお、当財団が別途助成する「自立した持続可能な地域社会創造事業の助成事業」に該当する事業等は、同助成事業での申し込みをお勧めいたします。また、日常的な経常経費、公益性の低い収益事業、運転資金は助成の対象外となります。

（別途、イメージ図を参照ください）

○市民団体が自らの目的として掲げている事業（活動）

○市民団体が自らの組織運営の基盤を強化するために必要とする費用

○NPO 支援事業（※NPO の中間支援組織等が行う NPO、市民団体に対する直接支援活動）

(2) 対象となる団体

ア)助成の対象とする市民団体は、次の要件を全て満たす特定非営利活動法人（NPO 法人）およびこの NPO 法人に準ずる市民活動団体・ボランティア団体とします。

○県内に活動の拠点を置き、県民のための活動または県民の参加によって活動している団体

○団体の使命や目的が明確であり、県民の福祉向上を目的とした活動を行っている団体

（海外における支援活動等を行う団体は対象外となります）

○活動実績があり、今後も継続して活動が見込まれる団体

（注、新たに設立された団体で、これまでの活動実績がない団体であっても、ア）のすべての要件をみたす団体の代表者等によって設立された市民団体は、対象とします。）

○団体の活動実績等を示す資料等を公開できる団体

○過年度において当財団から助成を受けた団体も申込を行うことができます

イ)東日本大震災および原発事故により県内に避難されている方々の団体、並びに避難者を支援することを目的とした県内の団体。

(3) NPO 支援事業の助成対象

NPO 支援事業の実績のある団体・個人が中心的役割を担って参加を予定している事業で、県内に活動の拠点を置く団体または個人が実施する事業。なお、団体の要件等は特に定めません。

(4) 助成対象事業の実施期間

原則として、2017年4月1日から2018年3月31日までに実施する事業とします。

4. 公募による助成先の選定基準

助成先の選定は次の事項を基準として選考を行います。

- ①必要性・緊急性が高いこと
- ②社会性が高いこと
- ③先駆性が高いこと
- ④継続性が高いこと
- ⑤就労機会創出の可能性が高いこと

5. 助成先の選定方法

(1) 選考委員会の設置

助成先の選定は、有意義な助成先の選定と公正を期すため、有識者により構成される「NPO助成事業選考委員会」によって選考を行い、理事会において決定します。

(2) 選考委員会での選考方法

選考委員会は、書類による選考（一次選考）を行い、その後、一次選考を通過した申込金額が30万円以上の団体については、原則として面接による選考（二次選考）を行います。面接による選考は公開で行うこともあります。なお、選考委員が申請事業の責任者を務める場合は本助成申請を受理することができません。また、申請事業の役員・職員を務める場合は当該団体の審査・審議に加わることができません。

6. 助成金の交付方法

(1) 交付時期

原則として、2017年7月1日から2018年3月31日までとします。

なお、2017年度末までに助成金の交付に至らなかった場合には、助成の決定を取り消すこともあります。

(2) 交付基準

予め事業実施計画に基づき助成金交付時期の申請を行っていただきます。財団では進捗状況を確認した後助成金を交付します。

(3) 交付方法

新潟県労働金庫の本支店に開設されている普通預金口座に振り込みます。

7. 助成事業の結果報告

(1) 提出期限

助成金の交付を受けた団体または個人は、翌年度の4月末迄にその成果について当財団所定の書式により報告を行っていただきます。

報告期限までに提出がなされなかった場合には、助成金の返還を求めます。

(2) 報告書の取扱い

提出された報告書は、財団において公開・発表できるものとします。

(3) 成果報告会の開催

当財団が必要とするときは成果報告会で報告をしていただきます。

8. 応募方法等

(1) 応募方法

所定の申込書に参考資料を添付のうえ、期日までに財団事務局まで持参、FAX、メール、郵送で応募下さい。

(2) 申込書の入手方法

財団事務局または、最寄の新潟県労働金庫本支店にご請求ください。そのほか、募集期間内は当財団のホームページからもダウンロードできます。<http://www.zaidan-hukushi.or.jp>

9. 募集等のスケジュール

(1) 公募による募集期間

2017年3月6日(月)から2017年4月7日(金) 17時まで。(財団事務局必着)

(2) 一次選考結果のお知らせ

一次選考により選考外となった団体には、二次選考会開催前に選考結果をお知らせします。

(3) 面接選考会（二次選考会）

出席をお願いする団体（応募者）には、別途、ご案内します。

(4) 最終選考結果のお知らせ

面接選考会の結果を踏まえた最終選考会終了後、速やかにお知らせします。